

35—07 P U D T**廷外検証の手続とその事例**

1. 廷外検証（実地検証）には証拠保全のための廷外検証が含まれるが、普通の廷外検証と証拠保全のための廷外検証とは、以下2.の点を除き相違しない。手続も同様である（→34—01の9.、35—06、35—08、35—09）。
2. 相違するところは、証拠保全のための廷外検証が緊急性を必要とするため、証拠保全の決定をするに当たって、その事情の疎明があるか否か、及びその当否について審理することである。したがって、普通の廷外検証の準備手続も、証拠保全の特殊性に関するものを除けば、証拠保全のための廷外検証の準備手続（→35—08の4.）と同様である。
3. 廷外検証の実例
 - 無効 2 0 0 4 - 3 5 1 4 4 （特許）
 - 無効 2 0 0 3 - 3 5 0 7 9 （実用新案）
 - 無効 2 0 0 3 - 3 5 0 0 2 （特許）
 - 異議 2 0 0 0 - 7 0 7 0 3 （特許）
 - 異議 平 1 1 - 7 3 9 5 2 （特許）

(改訂H27.2)